・㈱国際観光振興機構インバウンド戦略部通訳案内士試験係及び同機構のツーリスト・インフォメーション・センター
・各都道府県観光担当課
・一般社団法人日本観光通訳協会
・㈶全日本通訳案内士連盟
・国際外語・観光・エアライン専門学校
・熊本外語専門学校

郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載して、切手を貼った返信用封筒〈角形２号、長さ33.2㎝×幅24㎝〉を同封して、株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザインＨＲソリューション事業部ライセンスマネジメント局内通訳案内士試験係宛て請求すること。返信用切手は、希望する部数が１部の場合140円、２部205円、３部～４部250円、５部～９部400円、10部～19部600円、20部以上870円。外国居住者については料金着払い扱いにより受験願書の請求を受け付ける。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区大手町二丁目２番１号**ＪＮＣ株式会社**の横浜市金沢区大川２番地１、２番地８、２番地13、２番地43、２番地44ＪＮＣ株式会社横浜工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき、権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年４月25日

横浜地方法務局金沢出張所

商業登記抹消公告

本店　埼玉県三郷市彦江一丁目29番地
商号　株式会社ジャパンラインエキスプレス

上記に係る平成23年12月15日受付第15558号で登記した株式の譲渡制限に関する規定の変更、取締役会設置会社の定めの廃止、監査役設置会社の定めの廃止、取締役及び監査役の変更登記は、さいたま地方検察庁越谷支部の通知（刑事訴訟法第498条の２第２項）により登記された事項につき無効の原因があることが明らかであり、商業登記法第134条第１項第２号に該当するので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成28年４月25日　　さいたま地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年４月15日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月25日

さいたま地方法務局長　竹中　　章

記

氏名　新井　　武
所属する司法書士会　埼玉司法書士会
登録番号　埼玉第219号
事務所の所在地　埼玉県坂戸市千代田１丁目１番10号
違反行為　依頼者の意思確認義務違反及び他人による業務の取扱い等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社総合エンジニアリング　長田　亘弘　東京都中央区湊１―14―18カワグレビル３階　国土交通大臣許可（般―22）第15115号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コーエー　菅谷　和雄　茨城県取手市清水747　国土交通大臣許可（般―23）第14036号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日飛興産株式会社　平川　達巳　神奈川県横浜市金沢区昭和町3175　国土交通大臣許可（般・特―23）第24025号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　泉建設株式会社　依田　省哉　東京都港区西新橋１―12―８　国土交通大臣許可（般・特―23）第807号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１４２号
奈良県橿原市八木町１丁目１番18号
申立人　橿原市
代表者市長　森下　　豊
本籍奈良県橿原市和田町76番地、最後の住所奈良県橿原市和田町22番５号、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年月日平成25年８月28日、出生の場所奈良県高市郡畝傍町、出生年月日昭和11年８月22日、職業不明
被相続人　亡　吉井　桂一
事務所　大阪府四條畷市楠公２―10―25　田中ビル２階　四條畷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　豊芦　　弘
奈良家庭裁判所葛城支部

平成２８年（家）第３００３２号
松山市一番町４丁目１番地２愛媛自治会館５階
申立人　愛媛地方税滞納整理機構
本籍愛媛県新居浜市角野新田町１丁目3310番地、最後の住所岡山市今７丁目20番17号　たつみコーポ105号、死亡の場所岡山県岡山市、死亡年月日平成17年６月６日、出生の場所愛媛県新居郡角野村、出生年月日昭和14年９月13日、職業不明
被相続人　亡　池西　　猛
事務所　愛媛県新居浜市王子町５番１号
相続財産管理人　司法書士　宇都宮孝輔
岡山家庭裁判所